

令和 7 年度

五 泉 市 マ イ ホ ー ム 等 建 設 支 援 事 業
概 要

五泉市 商工観光課

1. 支援対象者

- (1) 本市に居住し、又は居住するための住宅等を建設（新築、増築、改築を含む）しようとする者若しくは新築住宅を購入する者。
- (2) 建設又は購入する住宅を市内の建築業者に発注して取得する者。ただし、市外の業者に発注した場合は、市内の業者が建設費の7割以上を施工した住宅で、これを証する書面を提出する者。
- (3) 指定金融機関の住宅ローンを利用して住宅を建設する者で、前年1年間の所得金額が800万円以下の者。ただし、公用又は公共的用地等の譲渡に係る租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による課税の特例に該当する者は、特別控除後の所得金額が800万円以下の者。
- (4) 建築確認を受け、住宅部分の建築床面積が10平方メートル以上280平方メートル以下で、かつ、住宅専用部分が2分の1を超える住宅を建設する者。ただし、建築確認不要の地域にあっては、これに代わる建築の確認ができる書面を提出する者。
- (5) 住宅専用部分に係る工事費が100万円以上の住宅等を建設する者。
- (6) 指定金融機関からの住宅ローンの借入額が100万円以上で、かつ、償還期間が3年以上の借入をする者。
- (7) 市税を完納している者。

2. 支援金の内容

- (1) 支援対象 1住宅に対し、1交付対象者。

(2) 支援金	新築・改築・建売住宅購入	上限20万円
	増築	上限15万円

- (3) 計算方法
 - ①住宅専用部分に係る最低工事費100万円に対し10万円。
 - ②100万円を超える額に1パーセントを乗じて得た額。
 - ① + ②（千円未満切捨て）
- (4) 交付期間 交付決定後速やかに交付する

3. 申請受付と方法

- (1) 申請受付 4月1日から

※予算の状況によっては希望に添えない場合があります。

- (2) 申請方法 住宅の建設又は購入が完了した日（検査済証の検査年月日、取得の場合は引渡書の年月日）から起算して90日以内に商工観光課に提出する。

- (3) 添付書類
- ① 金銭消費貸借契約書の写し
 - ② 建築確認済証の写し（無い場合は、建築の確認ができる書面）
 - ③ 図面（工事届の写し、設計図の写し、図面を含む）
 - ④ 建築完了検査済証の写し（無い場合は、完了を証する引渡書の写し）
 - ⑤ 建築請負契約書の写し（購入の場合は売買契約書の写し、元請業者が市外の場合は住宅建築工事市内業者施行証明書）
 - ⑥ 見積書の写し（総括表）

4. 支援金の交付決定

交付申請の提出があったときは、内容を審査し、交付・不交付の決定を行い申請者に通知する。

5. 交付決定の取消し

以下に該当すると認められたとき、支援金の交付決定を取り消す。

- (1) 住宅を第三者に所有権移転したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な行為により交付決定を受けたとき。

6. その他

ご不明な点は、商工観光課へお問い合わせください。

指定金融機関

第四北越銀行、大光銀行、加茂信用金庫、はばたき信用組合、新潟県労働金庫、新潟かがやき農業協同組合の本店及び支店

【参考】五泉市内の指定金融機関名

金融機関名	住 所	電話番号
第四北越銀行五泉支店	本町 1－2－3 3	4 3－2 1 0 1
第四北越銀行村松支店	村松甲 1 3 5 8－2	5 8－1 3 5 1
大光銀行五泉支店	駅前 1－1 0－1 3	4 3－3 9 4 4
大光銀行村松支店	村松甲 1 7 5 4	5 8－6 1 5 4
加茂信用金庫五泉支店	本町 3－4－2 0	4 2－4 1 7 4
加茂信用金庫村松支店	村松甲 1 7 6 9－1	5 8－7 1 9 5
はばたき信用組合五泉支店	吉沢 2－1－3 0	4 3－3 1 5 1
はばたき信用組合村松支店	村松甲 2 2 4 8－1	5 8－2 1 2 1
新潟県労働金庫五泉支店	東本町 2－9－2	4 2－1 1 1 3
新潟かがやき農業協同組合 五泉支店	旭町 7－8	4 3－3 9 6 1
新潟かがやき農業協同組合 村松支店	村松 1 1 8 5－2	5 8－0 1 2 3

【問い合わせ先】

市商工観光課商工係	太田 1 0 9 4－1	4 3－3 9 1 1
-----------	--------------	-------------